

[論文]

韓国における国際結婚の増加と支援政策¹⁾

金 愛 慶

名古屋学院大学スポーツ健康学部

要 旨

韓国では、2000年代に入ってから結婚仲介業者の斡旋による国際結婚の移住女性が増加すると共に、夫婦間の文化的葛藤および夫による家庭内暴力の問題も多く報告されるようになった。こうした移住女性の人権問題に対する政府の対応を求める声の人権団体の活動などを通して次第に大きくなった。その結果、結婚仲介業者の管理に関する法律（2007年）、多文化家族支援法の制定（2008年）、各種情報問い合わせと緊急相談のホットラインの運営、暴力被害移住女性のシェルターと自立支援センターの設置などの積極的な支援が施行されるようになった。本稿では、韓国の国際結婚の現況と国際結婚移住女性に対する支援の詳細について考察した。

キーワード：韓国、国際結婚、家庭内暴力、支援政策、多文化家族

The increase of international marriage and supporting policies in South Korea

Aekyoung KIM

Faculty of Sports and Health
Nagoya Gakuin University

1) 本調査は、JSPS 科研費JP26285123の助成を受けたものである。

1. はじめに

韓国行政自治部の外国人住民現況報告（2015年1月1日基準）によると、韓国内に居住する外国人住民は、171万1,013人であり、総人口5,106万9,375人の3.4%を占める。外国人住民の統計を始めた2006年には53万6,627人であった外国人数が、10年間で3倍以上増加したことになる。長期滞留外国人の137万6,162人のうちに、未帰化者である国際結婚移民者は14万7,382人であり、長期滞留在外国人の10.7%を占める。

こうした結婚移住者の割合は、単純労働資格で滞留中の外国人60万8,116人に比べると相対的に少ない数値ではあるが、けっして無視できる数字ではない。こうした韓国における国際結婚の成婚は国際結婚仲介業者の斡旋や知人の紹介によるものである（설 동훈ほか, 2005）。そして、韓国語能力や韓国文化に関する理解がほとんどないまま移住してきた結婚移住女性たちは、言語・生活様式・家庭文化など広範囲にわたって文化的な差による葛藤を感じており、夫および義理の同居家族との衝突と葛藤を経験しているという実態が報告されている（김 이선ほか, 2006）。

結婚移住女性たちにとって最大のサポート源となるべき夫や義理の同居家族は、結婚移住女性たちの感じる文化的戸惑いや葛藤に対する理解が乏しく、韓国の家父長的な家庭文化中で移住女性には孤立しがちである。また、夫による家庭内暴力（以下、DVと記す）の被害を受ける事態も発生しており、国際結婚家庭に対する政府の中長期的な支援の必要性が指摘されてもいる（설 동훈ほか, 2006）。

国際結婚による移住女性たちの暴力被害が相次ぐ事態を受け、人権擁護団体²⁾やNGO/NPO団体からの韓国政府に対する対応を求める声が高まり、韓国では2006年4月の第74回国政課題会議において各部署を超えた政策計画が検討され、政府レベルでの対応に乗り出すようになった。

本研究では、韓国の国際結婚の増加とその社会・文化的背景について考察すると共に、結婚移住女性たちに対する支援政策とその実践について述べる。

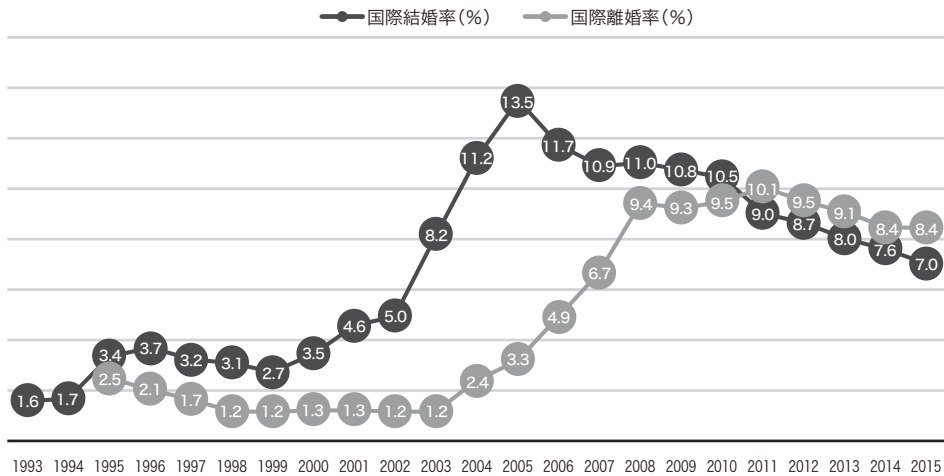
2. 韓国における国際結婚の現況

図1は、韓国における全体的婚姻件数と離婚件数のうち、国際結婚件数と離婚件数が占める割合を示すものである。

韓国統計庁（2016年1月1日、現在）の報告によると、国際結婚の統計を始めた1993年から2015年までの国際結婚件数は、2000年代に入ってから急速な増加率を示し、2005年には総婚姻件数31万4,304件のうち、国際結婚は4万2,356件(13.5%)に上り、ピークに達している。その後、徐々に減少傾向に転じたものの、2015年の国際結婚による婚姻件数は2万1,274件と全体の7.0%

2) 代表的な団体に「韓国移住女性人権センター」が挙げられる。家庭内暴力・性暴力・性売買の被害移住女性たちに対する韓国政府の政策・支援に対する多くの提言を行っており、移住女性の人権問題の改善において欠かせない役割を担ってきた。

図1 韓国の国際結婚・離婚の推移（単位：%）



（出所：統計庁、『2015年婚姻・離婚統計報告』より筆者作成）

を占め、依然高い水準で推移している。

こうした高い国際結婚率の推移の一方で、国際結婚家庭における離婚件数も2004年を境に急増している。2011年には全体の離婚件数11万4,284件のうち、1万1,495件が国際結婚カップルによるものであり、全体の10.1%を占めるまで増加した。その後、国際結婚家庭における離婚率も徐々に減少傾向に転じたものの、2015年は2万1,274件と全体の8.4%を占め、依然高い水準で推移している。

次に、結婚移民者・認知・帰化者の統計における出身国別の推移を表1に示す。韓国行政自治部の2015年外国人住民現況調査によると、総30万5,446人が国際結婚および認知・帰化による住民登録を行っている。中国出身の朝鮮族が9万8,037人と最も多く、その他の中国出身者が8万1,010であり、両方を合わせると17万9,047人と全体の58.6%を占める。そして、ベトナム、フィリピン、日本から出身者がそれに続いて多い。集計上その他に含まれていたカンボジアは、2010年からは独自の集計されるほど増加したが、これはカンボジア女性を対象とする結婚仲介業者が増えたことに起因する。

各自治体³⁾における結婚移民者・認知・帰化者の性別・国籍取得別の統計を表2に示す。韓国の国際結婚の地域別分布においては、全体の結婚移民者の47.2%がソウル特別市と京畿道という首都圏地域に集中している。これは、韓国の地域別人口密度と連動する結果ではあるが、とりわけ首都圏地域に集中しているのは、国際結婚仲介業者が首都圏に多いことによる結果である。そして、結婚移民者の性別集計結果では、女性が25万3,791人と、全体の83.1%を占めている。

3) 韓国の自治団体は、広域自治団体と基礎自治団体に大きく分かれる。広域自治団体としては、ソウル特別市、広域市（6つ）、道（8つ、日本の県に相当）、特別自治道（済州島）と特別自治市（世宗市）が含まれる。そして、基礎自治団体には、市・郡・区があり、さらにその下部に邑、面、洞がある。人口100万を越える大都市を広域市としている。特別市・広域市は、道と同格の地位を有する。

表1 出身国別の結婚移民者・認知・帰化者の推移（各年1月1日基準，単位：人）

年 国籍等	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
中国(朝鮮族)	59,902	70,901	77,853	87,565	88,922	97,796	100,524	103,194	98,037
中国	33,577	39,434	53,864	60,183	69,671	65,832	67,944	71,661	81,010
ベトナム	16,305	21,306	31,080	34,913	42,159	47,754	52,323	56,332	58,761
フィリピン	7,146	8,033	10,150	10,868	12,428	13,829	15,256	16,473	17,353
日本	6,742	6,653	5,742	5,594	11,070	11,705	12,338	12,875	13,239
カンボジア	—	—	—	3,354	4,422	5,316	5,684	6,184	6,468
モンゴル	1,605	2,121	2,591	2,665	2,959	3,068	3,186	3,257	3,305
タイ	1,566	1,896	2,291	2,350	2,914	2,918	2,975	3,088	3,208
アメリカ	1,436	1,750	1,911	1,890	2,598	2,747	3,081	3,350	3,473
ロシア	997	1,854	1,162	1,279	1,827	1,943	2,025	1,976	1,898
台湾	5,696	4,336	1,211	1,856	1,836	2,390	2,661	2,953	3,170
その他	7,043	9,940	11,543	9,031	11,958	12,429	13,298	14,499	15,524
全体	142,015	168,224	199,398	221,548	252,764	267,727	281,295	295,842	305,446

(出所：行政自治部『地方自治団体外国人住民現況（2015）』より筆者作成）

表2 韓国の地域別国際結婚件数（2016年1月1日現在，単位：件）

夫・妻国籍 地域	韓国(夫)+外国(妻)	韓国(妻)+外国(夫)	小計	%
ソウル特別市	2,702	1,979	4,681	23.2
釜山広域市	787	332	1,119	5.5
大邱広域市	529	203	732	3.6
仁川広域市	770	307	1,077	5.3
光州広域市	344	94	438	2.2
大田広域市	347	137	484	2.4
蔚山広域市	346	89	435	2.2
世宗特別自治市	56	11	67	0.3
京畿道	3,630	1,685	5,315	26.3
江原道	367	72	439	2.2
忠清北道	526	113	639	3.2
忠清南道	709	163	872	4.3
全羅北道	634	108	742	3.7
全羅南道	635	91	726	3.6
慶尚北道	781	184	965	4.8
慶尚南道	905	296	1,201	5.9
済州自治道	228	56	284	1.4
計	14,296	5,920	20,216	100.0

(出所：統計庁、「2015年人口動向調査：市・群・区別外国人との婚姻」より筆者作成)

3. 韓国の国際結婚急増の背景

韓国における国際結婚の始まりは、1980年代から農村地域における未婚男性の配偶者探しに深刻な社会問題となったことに端を発する。労働可能な人口の多くは都心部に流出し、農村部には老人が結婚適齢期を過ぎた独身男性がほとんどとなり、地域の人口減少は深刻な問題となった。この問題に対する対策の一つとして、1992年韓国と中国の国交が正常化したことから中国延辺地域の朝鮮族女性との集団お見合いが農村地域の自治体の斡旋によって行われるようになった。1995年から政府は、農村の独身男性と中国朝鮮族女性との国際結婚を推進し、農漁村部の人口減少の危機を克服しようとした結果、農村部での国際結婚が増加した。やがて2000年代半ばからは農村部のみならず都心部でも国際結婚仲介業者を通じた国際結婚が増え、とりわけ東南アジアからの移住女性との国際結婚の増加が著しい(한 건수・설 동훈, 2006)。

国際結婚が全国的に広まった背景としては、韓国社会における「男児選好思想」も看過できない。男児選好思想とは、父系の血統を重視する社会で現れる男児を選好する観念を意味するが、韓国では男子が氏を継承し、先祖への祭祀を執り行う儒教文化の影響から家父長的な価値観が社会全般において強く影響を及ぼしてきた。こうした男児選好思想を端的に表す指標として韓国の結婚適齢期の「性比の不均衡」が挙げられる。ヤン ジョンソン(양 정선, 2009)の報告によると、2007年の結婚適齢期の男性(29～33歳)は197万9,070人であるに比べて、女性(26～30歳)は190万8,494人と、男性が7万576人上回る。それだけでなく、2014年には結婚適齢期の男性が38万1,300人となり、女性の20%ほどを上回るようになると推計した。医療診断技術の進歩に伴い、1980年代から男児選好思想に基づく意図的な産み分けによって結婚適齢期の性比における不均衡が生じる事態にまで至ったのである。

こうした事態を受け、韓国では男女間の不平等を解消し両性平等の観点から従来の父系中心の戸籍制度を廃止し、2008年1月から施行された「家族関係の登録等に関する法律」によって父母の入れずれの氏も任意で選べるように改定されている⁴⁾。しかし、結婚適齢期の世代やその親世代は、家父長的な社会文化の中で育っている。都心部の男性も国際結婚を選ぶようになったのは、男性が氏を継承していた韓国の伝統的な価値観とも関連した現象であると解釈できる。

韓国では「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律(1999年9年制定)」に基づいて2004年から単純労働分野の雇用許可制を開始する前の2002年12月から外国籍の同胞に対しては、サービス業における就業を許可する「就業管理制」が導入され、家事・看病・保育などにおける朝鮮族の女性労働者が増加した。国際結婚の実態調査(설 동훈ほか, 2005)では、就労目的に来韓した朝鮮族の中国人女性の多くが韓国国籍を取得し、経済的地位を上げる、いわゆるコリアンドリームを実現するために韓国人男性との国際結婚を選んでいる実態が示された。朝鮮族の女性労働者

4) 希望によって父母両方の氏をつけることも可能であるが、韓国では氏名を4音節まで登録可能となっており、長い名前を持つ外国人が帰化する際には4音節の氏名にせざるを得ず、多文化の尊重という観点から今後改善が望まれる事案である。

働者と結婚の増加が、都心部の国際結婚の増加につながったのである。出身国別の国際結婚統計上、朝鮮族を含む中国出身の結婚移住女性⁵⁾が最も多いのもこうした事情が背景にある。

韓国の国際結婚の急増におけるもう一つ重要な要因として、国際結婚仲介業者の増加も挙げられる。韓国の晩婚化とお見合い結婚を好まない結婚適齢期の独身男女の増加によって韓国内の結婚仲介業は不況に陥った。その一方で、結婚傾斜 (marriage gradient) 現象⁶⁾ (Bernard, 1972) による経済社会的地位の低い独身男性が増加したことから、外国人を対象とする国際結婚ヘシフトする現象が起きたのである。2000年代に入ると偽装結婚問題など中国人花嫁との国際結婚のトラブルが多発していたことから、中国籍女性との結婚は徐々に減少した反面、ベトナム・フィリピン・カンボジアなどの東南アジア、モンゴル、ウズベキスタンなどの開発途上国の女性との国際結婚が増加し、とりわけ東南アジアの女性との国際結婚を仲介する業者が乱立するようになった。

韓国における国際結婚の増加は、農村部の人口減少という人口統計学的要因のほかに、韓国の伝統的な価値観、労働市場における移住女性の増加とグローバル上昇婚 (global hypergamy)⁷⁾ の増加、国際結婚仲介業者の乱立などの複合的な要因による現象といえる。結婚適齢期における性比の不釣り合いは、今後20年間は続くと推計されており、国際結婚は今後も一定水準を保って維持されると予想される。

4. 韓国の結婚移住女性への支援政策

韓国行政自治部の外国人住民現況報告 (2015) によると、韓国内に居住する外国人住民は、171万1,013人であり、総人口5,106万9,375人の3.4%に達している。外国人住民の統計を始めた2006年には53万6,627人であった外国人数が、10年間で3倍以上増加したこととなる。長期滞留外国人の137万6,162人のうちに、未帰化者である国際結婚移民者は14万7,382人となり、長期滞在外国人の10.7%を占める。これは、単純労働資格で滞留中の外国人労働者60万8,116人 compared to 比べると相対的に少ない数値である。

ところが、国際結婚の場合、結婚仲介業者の斡旋によるものも多く、韓国語能力や韓国文化に関する理解があまりないまま移住してきたため、結婚移住女性たちは、言語・生活様式・家庭文化など広範囲にわたって文化的な差による葛藤を感じており、夫および義理の同居家族との衝突と葛藤を経験している (김 이선ほか, 2006)。結婚移住女性たちにとって最大のサポート源とな

-
- 5) 中国出身の移住女性は再婚のケースも高く、中国からの中途入国児 (いわゆる連れ子) も増加しており、その対応も新たな課題となっている。
 - 6) 年齢・教育水準などで男性は自分より多少水準の低い女性と、女性は自分より多少水準の高い男性と結婚しようとする傾向があり、結果的に社会経済的地位の最も低い男性層と社会経済的地位の最も高い女性層が残ることによって結婚市場における傾斜が生じる現象である。
 - 7) グローバル上昇婚とは、身分の低い人が社会的地位の向上のために身分の高い人と結婚することを意味する上昇婚が国際結婚で起きることを指す概念である。

るべき夫や義理の同居家族は、結婚移住女性たちの感じる文化的戸惑いや葛藤に対する理解が乏しく、韓国の家父長的な家庭文化中で移住女性は孤立しがちである様子が、国際結婚の実態調査で浮き彫りになっている（설 동훈ほか，2005）。それだけでなく、夫によるDVの被害を受ける事態も発生しており、国際結婚の移住女性たちに対する政府の中長期的な支援の必要性が指摘された（설 동훈ほか，2006）。

このような状況を受けて、韓国政府はさまざまな支援を実施している。次にその政策ならび支援内容を紹介する。

4.1 韓国の多文化家族支援法制定と多文化家族支援センターの設置

韓国政府は、国際結婚による移民者が直面した問題に対して2006年より女性家族部⁸⁾、文化体育観光部、教育部などが性暴力・性売買被害の外国人女性に対する支援事業や結婚移住女性を対象とした韓国語教育・社会適応支援事業を始めた。2006年4月26日の第74回国政課題会議において、各部署を超えた政策計画として「女性結婚移民者家族および混血人・移住者の社会統合支援方案」⁹⁾が検討され、「結婚移民者家族支援センター」（現、多文化家族支援センター）を全国21ヶ所に設置することで公的支援に乗り出した。

このような政府の取り組みが始まった背景には、結婚移住女性たちの人権を著しく害する事件の発生に対して外国人支援のNGO団体や人権擁護団体などが政府に対する支援の必要性を積極的に訴え続けたこともある（金愛慶ほか，2016）。

しかし、韓国政府の初期の支援事業においては政府の公式的な政策目標や方向性は示されず、政策推進制度も確立されないまま各部署による小規模の個別的な事業という形で進められていた。それだけでなく、国際結婚の急増により、そのニーズは全国的なものとなってきたことから21ヶ所ある支援センターだけでは支援対応に限界があった。そこで、韓国政府は2008年3月に「多文化家族支援法」を制定することによって多文化家庭の支援に対する法的・制度的基盤を整え、より体系的な支援に乗り出した。

2015年1月現在、韓国の総235ある自治体のうち、217ヶ所に「多文化家族支援センター」¹⁰⁾を設置し、さまざまな支援事業を実施している。多文化家族支援法は、いく度かの改定によって「多文化家族」の規定範囲および支援内容が拡大された。2008年の制定時は、支援対象である多文

8) 女性家族部（部は、日本の省にあたる）は、女性政策の企画および女性の権益増進、青少年の育成・福祉・保護、多文化家族を含む家族政策の企画・調整・支援、女性・児童・青少年の暴力被害の予防・保護を主務とする中央政府機関である。

9) 初期の支援政策は、その用語からして多文化に対する支援というより国際結婚による被害に対する対策として色合いがあり、多文化に対する理解や尊重が不足した単なる統合政策であるという批判も多かった。

10) 多文化家族支援センターで行われている支援に関するより詳細な内容については、'金愛慶ほか(2016)『韓国の多文化家族に対する支援政策と実践の現況』『名古屋学院大学論集社会科学篇』52(4): 113-144.'を参照されたい。

化家族を出生時からの韓国籍者（国籍法2条）と結婚移民者（在韓外国人処遇法2条3号）から成る家庭に限定していた。しかし、2011年4月の法改正により、出生時からの韓国籍者を中心とする多文化家庭という規定を、認知あるいは帰化による韓国籍者による家庭¹¹⁾も含むようになった。とはいえ、こうした法改正によって支援対象者が拡大されたものの、法律上では外国籍者同士の家庭は支援対象として依然として明記されないままであり、この点で自国民中心主義の支援政策であるという批判を残している。

2009年には多文化家族支援法の第3条に依拠して「多文化家族政策委員会」が設置され、多文化家族支援に関する基本計画およびその施行計画が策定・推進されるようになる。多文化家族政策委員会は、基本計画・施行計画の策定およびその評価の機能を担っており、多文化家族関連の各種実態調査研究および政策の分析と評価、関係部署間の各種多文化家族支援事業の調整と協力、多文化家族政策と関連する国家間の協力、その他の多文化家族の社会統合に関連する重要事項などを審議・調整する機能を担う。2010年からは「第一次多文化家族政策基本計画(2010-2012)」が、2013年からは「第二次多文化家族政策基本計画(2013-2017)」が発表され、この基本計画に基づいて多文化家族支援事業が実施されている。

第一次多文化家族政策基本計画(2010-2012)では、「多文化家族の生活の質の向上および安定した定着支援」、「多文化家族の子女に対する支援強化およびグローバル人材の育成」を目標に掲げ、11の中央行政機関および地方自治体はその政策課題に基づく支援事業を推進し、結婚移民者の韓国社会と文化への適応と統合を支援することが、その中心的な事業であった（国務総理室・関係部署合同、2010）。

第二次基本計画は、①国際結婚の比率が安定的維持され多文化家族が持続的に増加していること、②結婚移民者の継続した社会進出の拡大、③結婚移民者の子女世代の成長による支援ニーズの発達の变化、④多文化家庭内における葛藤による離婚などの家族解体の可能性が増大、⑤多文化家族に対する韓国社会の否定的態度の拡散の憂慮があることなどの問題意識に基づいてその政策課題と具体的な事業が示されている。そして、各部署間の重複政策や事業を見直す方針のもとで、その推進機関としては女性家族部を含む13の中央行政機関、裁判所および地方自治団体に対して86の政策課題に対する担当所管について規定している（女性家族部・関係部署合同、2012）。

4.2 「結婚仲介業の管理に関する法律」の制定

国際結婚仲介業者を取り締まる法律がない中、2000年代半ばから国際結婚仲介業者が乱立するようになるが、仲介料を巡るトラブルや虚偽の情報による成婚で離婚するケースが増えるなど、国際結婚を巡る被害が多く報告されるようになった。このような状況に対して韓国政府は、2007年12月に「結婚仲介業の管理に関する法律」を制定し、2008年6月から規制に乗り出した。

11) 事実婚あるいは未婚の状態の結婚移住女性とその子女が支援対象に含まれないことへの対策としての法改正である。

それでも、相手への十分な理解のないまま結婚することによるトラブルが後を絶たず、2010年5月の法改正によって仲介業務には仲介する双方の個人情報相手側に提供することを義務付け、損害賠償の責任を課すなどの処置がなされたが、大きな成果を上げられなかった。こうした事態に対して移住女性の人権の観点から人権擁護団体などによってその改善を要望する声が高まり、社会的な関心を引き起こした。

そして、2012年2月の法改正では、仲介業者の登録基準を大幅に強化し、管轄自治体の行政ホームページにおいて仲介業者名を公示するようにしたほか、未成年者の紹介を禁止し、同時に2名以上とお見合いを禁じるなど、いわゆる売買婚につながる危険性に対する法的処置を設けた。さらに、国際結婚を望む当事者相互の個人情報を相手国言語に翻訳し、公的認証を得て交換させるようにするなど、虚偽の情報による成婚の防止策を強化している¹²⁾。そして、仲介業者に対しては毎年その事業報告を管轄自治体に行うように義務付けた。しかしながらこうした一連の処置にも関わらず法令を違反した成婚が報告されていたことから、2013年3月の改定においては仲介業者の違反事項がある場合、登録取り消しあるいは1年間の営業停止を命ずることを可能にした。

以上の一連の法改正により、2012年8月に1,468ヶ所あった仲介業者が、2013年には急激に減少し、2014年11月には463ヶ所にまで減少するようになる（설 동훈ほか，2014）。加えて、2015年2月の法改正では、管轄自治体による国際結婚仲介業の事業所に対する年1回以上の指導・点検を実施するよう義務付けられており、行政機関による管理・監督の責任が強化されている。

4.3 緊急支援および総合情報提供のコールセンターの設置

2006年11月から女性家族部は、DV・性暴力・性売買などの緊急状況に陥った移住女性のために「移住女性緊急支援コールセンター」を設置した。被害を受けた移住女性たちが、365日24時間、ホットライン（1366）による相談および緊急避難支援を受けられるようにすることで移住女性の命と人権を守ることが目的であった。設置初期は「韓国移住女性人権センター」に支援を委託していたが、2009年9月からは「韓国女性人権振興院」¹³⁾が支援を担当するようになる。ソウルのほかに全国に6ヶ所の地域コールセンターが設置・運営された。

一方で、増え続ける国際結婚移住者の適応を助けるために、2011年6月から「多文化家族総合情報コールセンター（1577-5432）」が設置され、多言語による各種情報提供事業が始まった。

12) 個人情報には、年齢、職業、所得、学歴、健康状態、結婚歴の有無、家族構成、健康状態、犯罪歴や精神的・身体的障害などの事項が含まれる。このような法的処置は、韓国人男性が経済的能力を偽ったり、精神的あるいは身体的な障害があることを隠したりして成婚することによるトラブルが起きていたことに起因する対策であり、人権擁護団体などからの強い要望によって結婚移住女性たちをこのようなトラブルから守るために設けられた対策である。

13) 女性に対するさまざまな形の暴力を根絶し、性平等社会を実現することを目的とした女性暴力予防および被害者支援事業を推進する財団法人で、2009年4月に設立された。

このコールセンターは、多言語（10ヶ国言語¹⁴⁾によるさまざまな生活情報や行政情報を提供し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うなどの役割を担っていた。

そして、2014年4月からは、「移住女性緊急支援センター」と「多文化家族総合情報電話センター」の業務を統合し、両方の業務を遂行する「ダヌリコールセンター（1577-1366）」に改編され、365日24時間の支援体制で韓国語を含む13ヶ国語¹⁵⁾での電話・面談・訪問・オンラインによる支援が受けられるようになった（女性家族部, 2015）。現在、中央コールセンター（ソウル）のほかに、地方の6ヶ所のコールセンター¹⁶⁾で組織されている。こうした組織統合の背景には、第二次多文化家族支援基本計画で定めているように支援事業の重複を減らし、運営の効率化を図る目的がある。ダヌリコールセンターの支援内容は、①緊急支援（暴力被害者の一時保護、シェルター入所連携、通・翻訳のサービス提供）、②相談支援（個人・夫婦・家族葛藤相談、弁護士による法律相談、オンライン相談）、③情報提供（総合生活情報および生涯周期別の情報提供）、④通訳支援（生活・専門分野での通訳、3者通訳¹⁷⁾）に大きく分けられる。①緊急支援に関連しては、ワンステップケア¹⁸⁾を可能にするために、コールセンター内にDV・性暴力・性売買の被害移住女性の一時的保護のための緊急避難施設が備わっており、移住女性のためのシェルターや自立施設に被害女性をつなぐ役割を担っている。

2014年から2016年までのダヌリコールセンターの事業報告書（女性家族部, 2015；2016；韓国健康家族振興院, 2017）によると、コールセンターの相談件数は、2014年11万516件、2015年11万6,039件、2016年12万4,401件と年々増加している。そのうち、DVの相談件数は、2014年1万414件（9.8%）、2015年1万5,399件（10.6%）、2016年1万2,997件（8.6%）であり、全体相談コール件数のおよそ1割を占めている。

2016年の年間相談内容別の集計¹⁹⁾においては、生活情報の問い合わせが5万7,666件（38.3%）と最も多く、離婚問題ならび一般法律関連のコール2万4,500件（16.3%）、夫婦・家族との葛藤関連のコール2万3,614件（15.8%）、滞留・国籍・就業・労働関連のコール2万1,643件（14.3%）、DV関連のコール1万5,519件（10.3%）、シェルター関連のコール6,161件（4.1%）、その他811件（0.5%）、国際結婚被害606件（0.4%）の順であった。そして、コールセンター利用者の出身

14) 韓国語のほか、中国語・ベトナム語・タガログ語（フィリピン）・日本語・クメール語（カンボジア）・モンゴル語・タイ語・英語・ロシア語の10ヶ国語による支援が行われていた。

15) 既存の10ヶ国語に、ウズベキスタン語・ネパール語・ラオス語が追加されている。ダヌリコールセンターの日本語ウェブサイトは、「<http://www.liveinkorea.kr/homepage/jp/>」を参照されたい。

16) 地方コールセンターは9:00～18:00時の業務体制であるが、この業務時間外の地方からのコールは中央コールセンターにつながるシステムになっている。

17) 韓国語に不自由な依頼人に対して関連機関を同一回線でつなぎ、外国語支援の相談員が通訳するサービスである。

18) 家庭内暴力・性暴力・性売買の被害を受けた女性・児童・青少年が警察や相談機関に救済を求めて一度足を運べば、相談・宿泊・医療・法律などの総合的な支援が受けられるシステムを指す。

19) 1件の相談コールに対して複数の相談内容がある場合は、重複カウントしており、12万4,401件のコール数に対して相談件数のカウントは延べ14万4,616件となっている。

国別集計では、ベトナムが4万8,833件（39.2%）と最も多く、中国2万1,258件（17.1%）、カンボジア1万1,348件（9.1%）、フィリピン1万1,163件（9.0%）、ロシア6,293件（5.1%）、タイ5,408件（4.3%）、ウズベキスタン4,838件（3.9%）、その他4,076件（3.3%）、韓国3,874件（3.1%）、モンゴル3,692件（3.0%）、日本2,592件（2.1%）、ラオス524件（0.4%）、ネパール502件（0.4%）の順であった。加えて、2014年と2015年の国籍別利用者の集計においてもベトナムが最も多く、中国、フィリピンの順と同様の結果である。

2014年からダヌリコールセンターが移住女性の暴力被害の緊急支援および相談業務も兼務しているため、夫婦葛藤・暴力被害・離婚問題・シェルター関連の相談件数が全体の31.9%とかなり高い割合を占めているのは、ある意味当然の結果かも知れない。しかしながら、こうした相談件数が生活情報の問い合わせと並ぶほど多いことは注目する必要がある。こうした結果は、韓国の国際結婚家庭における夫婦間のパワーバランスが不均衡であることや、とりわけ東南アジアからの結婚移住女性にこうした傾向が顕著である様子を覗わせる。

その一方で、筆者が韓国で行ってきた多文化家族支援の行政機関および支援機関の実務者たちを対象にした一連のヒアリング調査によると、移住女性たちは多文化支援センターで実施している韓国語講座やパソコン講座等を通して韓国語・文化を速いスピードで吸収しており、韓国社会での自立・自活のためのエンパワーメントに積極的に取り組んでいる様子も覗かれる。単純労働職に従事する韓国人の夫たちはパソコンとIT使用能力において妻たちよりも遅れているなど、知識の領域によっては逆転現象もみられる。ところが、韓国人の夫たちはエンパワーメントしている妻たちの変化を認識できず、夫の助力を必要としていた結婚初期の夫婦関係のイメージにとらわれており、夫婦間のパワーバランスの均衡化に否定的であるという。その端的な例として、妻の帰化申請に非協力的であったり、妻の就業に否定的であったりすることが挙げられる。こうした韓国人夫側の認識不足や態度が国際結婚家庭における夫婦の葛藤を生む大きな原因の一つであると考えられる。

4.4 暴力被害移住女性のシェルターならび自立支援施設の設置

韓国では、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」の第4条（国家等^{20）}の責務）および第7条（保護施設の設置）、そして多文化家族支援法の第8条（家庭暴力被害者に対する保護・支援）に基づいて被害移住女性^{21）}とその同伴子女のためのシェルター（全国26ヶ所）、自活支援センター（全国1ヶ所）、グループホーム（全国3ヶ所）を設置・運営している。

女性家族部は、「女性児童権益増進事業運営指針」によって各種事業施設における設備・運営上の具体的な事項についての細則を規定している。以下、「女性児童権益増進事業運営指針（2017）」による各保護・支援施設の支援内容について述べる。

20) 中央政府と地方自治体を指す。

21) 暴力被害の移住女性とは、基本的には国際結婚による被害移住女性を意味するが、性暴力・性売買の被害を受けた移住労働女性や留学生も支援対象に含まれる。

6ヶ月以内の短期保護施設²²⁾であるシェルターでは、DV・性暴力・性売買の被害を受けた移住女性の保護および支援を行うことで被害者の人権を保護することを目的に次のようなさまざまな支援が提供されるように規定されている：①寝食の提供、②心理的安定と社会適応のための相談および治療的支援、③疾病治療と健康管理（入所1ヶ月内の検診を含む）のための医療機関との連携による支援、④捜査機関での調査と裁判所の証人訊問への同行、⑤法律的救済機関との連携による支援、⑥自立・自活教育の実施と就業関連支援、⑦本国への出国関連支援、⑧他の法律に基づいて委託された支援、⑨その他の被害者保護に必要な支援。

自活支援センター²³⁾は、就業・創業能力の開発を通して経済的な自立を促すことによって暴力被害移住女性とその同伴子女の韓国社会での自活を支援することを目的とする支援施設である。主な支援は、①暴力被害の移住女性とその同伴子女の住居と基礎生活支援、②職業技術教育と訓練および就業斡旋、③同伴子女の育児および保育支援である。シェルターでの保護を受けた移住女性の中で自活のための教育を希望する者を対象に、住居・生活費の支援を受けながら職業訓練も同じ施設で受けられるということがその最大の特徴である。入所期間は、基本1年6ヶ月であるが、期間延長が必要であると判断される場合は1回限り6ヶ月の延長も可能である。

グループホームは、シェルターと自活支援センターを退所した移住女性とその子女が自活の生活基盤を整えることを支援するための集団住居施設²⁴⁾である。入所期間は、基本1年間であるが、入所者の希望があり、自立支援のためにその必要性が認められる場合は6ヶ月単位で最長2年間まで延長が可能である。韓国語に不自由し、韓国でのサポート源の少ない移住女性にとって住居を含む生活の基盤を整えることは非常に大変である故に、さまざまな相談も可能なグループホームは被害移住女性たちの自立支援においては有効なサポートになる。

5. おわりに

韓国では、国際結婚の急増による移住女性とその子女の適応およびかれらが遭遇しているさまざまな問題に対して中央政府機関と地方自治団体による体系的な支援が行われている。全国にある多文化家族支援センターでは、韓国語教室や韓国文化体験教室、母性保護教育や育児教育など移住女性の初期適応を助けるさまざまなプログラムを運営している。また、多言語（13ヶ国）で各種情報の問い合わせおよび悩み相談などが可能なコールセンターを365日24時間体制で運営されており、必要に応じては3者通訳での支援も行っている。多文化家族センターの各種支援や多言語でのコールセンターの支援は、来韓して間もない結婚移住者の適応を助ける上で非常に有

22) 継続した保護が必要である場合、2年以内での入所期間の延長が可能である。

23) 自活支援センターの事業は、女性家族部の委託を受けて‘ソウル移住女性ディディムト’が行っている。当センターで行われている支援のより詳細な内容については、‘金愛慶ほか（2016）『韓国の多文化家族に対する支援政策と実践の現況』『名古屋学院大学論集社会科学篇』52(4):113-144.’を参照されたい。

24) 共同の生活空間（調理室・洗濯室など）と個人生活空間に分けられており、暴力被害女性たちの自立および職業斡旋・連携を支援する相談員2名が駐在する。

効な支援であるといえよう。

そして、DV・性暴力・性売買等の被害を受けた移住女性と同伴子女ために設立された移住女性シェルターでは、移住女性たちが置かれている特殊性を考慮した支援を医療・法律・行政・福祉・教育などの多方面の関係機関と連携した支援を実施している。そして居住型の自活支援センターも設置・運営している。

このような一連の支援は、韓国語と文化に不慣れな被害移住女性にとっては大変心強い支援であり、移住女性ならび多文化家族が直面する諸問題を当事者だけの問題として放置するのではなく、政府レベルで法的な基盤と支援システムを整備し、公的資金による体系的な支援に取り組んでいることは福祉的な観点からも高く評価できる。

結婚移住女性を含む韓国の多文化家族支援政策は、多文化家族の適応を助けることで韓国社会に統合するという目的に加えて、韓国社会を多様な文化を尊重できるグローバル社会へと成長させ、国際競争力を高めることにもつながる。「第二次多文化家族支援基本計画」では、国民意識の改善を図る政策が強化されているほか、「多様な文化が共存する多文化家族の実現（7課題）」が新たな政策領域として明示され、多文化家庭の子女に対するバイリンガル教育への取り組みが見られるようになるなど、多文化家庭における相手国の文化への尊重と共存をサポートする政策が加わっている。ところが、韓国政府が進めてきたこれまでの移住女性に対する政策は、売買婚の犠牲者であるという人権問題に基づいて進められてきた結果、結婚移住女性は支援すべき可哀そうな存在というイメージが韓国社会の中で固着化しつつあることも指摘されている（이 종두・백 미연, 2012; 황 정미, 2014）。そして、多文化家庭の経済力に関係なく一律的な支援が行われていることから非多文化家庭に対する逆差別につながるという批判もあり（김 혜순, 2010）、国際結婚家庭における高い離婚率や偽装結婚の被害にあった韓国人男性たちの実態報告（김 지영・안 성훈, 2014）による韓国人男性に対する同情論も沸き起こっている。

しかし、統計庁（2011）の「2010年結婚・離婚統計報告書」によると、国際結婚カップルの平均年齢差は、「韓国人夫—外国人妻」では12.1歳で、「韓国人同志」での2.2歳と「韓国人妻—外国人夫」での3.4歳に比べてその差が大きく、離婚の理由においても移住女性の側の原因よりも韓国人の夫側の原因がより重大であるケースが多い。それだけでなく、女性家族部が実施した「2009年全国多文化家族実態調査」（김 승권ほか, 2010）によると、韓国人配偶者の年齢に40代が46.1%と最も多く、2020年以降退職を迎える韓国人の夫が増えることから国際結婚家庭では収入減少による経済的な問題に直面することや、家計における結婚移住女性の役割が相対的に大きくなることが予想された。ところが、3年後に実施された2012年の実態調査（전 기택ほか, 2013）では、結婚移民者の58.5%がすでに就業中であり、2009年度の36.9%に比べて大幅に増加し、2015年度の実態調査（정 해숙ほか, 2016）では、移住女性の59.5%が就業中であった。職種においても単純労働職の非定期雇用の割合が高いことが報告された。韓国の国際結婚家庭における夫婦間の年齢差および移住女性の就業率を考慮すると、移住女性の生計維持における役割は次第に大きくなることが予想される。そして移住女性たちは、将来的に義理の両親の介護ならび夫の介護をする傍ら、生計のための経済活動に従事せざるを得ない生涯発達的变化を迎えること

となる。韓国政府はこうした問題に対するさらなる支援が求められるようになるだろう。

〔謝辞〕

インタビュー調査にご協力くださった, 女性家族部・多文化家族政策課의 노 현서 (ノ ヒョンソ) 行政事務官, 女性家族部・多文化家族支援課의 정 진현 (ジョン ジンヒョン) 行政事務官, 이 자스민 (Lee, Jasmine) 韓国国会議員 (第19代), 永登浦區多文化家族支援센터의 강 현덕 (カン ヒョンドク) チーム長, 韓国移住女性人権센터의 한 국염 (ハン クキョム) 代表, 韓国移住女性人権센터 (釜山支部) の이 기선 (イ ギソン) 氏, ソウル移住女性ディディムト의곽 정남 (クァク ジョンナム) 센터長・정 예리 (ジョン イェリ) 事業チーム長, ソウル移住女性相談센터의강 성은 (カン ソンウン) 센터長, ソウル移住女性シェルターの최 진영 (チェ ジンヨン) 氏, 다누리콜센터의조 난영 (チョ ナンヨン) 氏に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- Bernard, J. 1972. *The Future of Marriage*. New York: Bantam Books.
- Constable, N. 2005. Introduction: Cross-Border Marriages, Gendered Mobility, and Global Hypergamy. in N. Constable (ed.) *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 金愛慶 2011. 「韓国の多文化主義—外国人政策とその実態」佐竹眞明編著『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』明石書店: 265-276.
- 金愛慶・津田友理香 2015. 「日本における国際結婚家庭に関する心理的社会的支援—在日フィリピン人のDV被害者支援に関する一考察」『名古屋学院大学論集 (社会科学篇)』51(1): 265-276.
- 近藤敦 2011. 「多文化共生政策とは何か」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』:3-14. 明石書店.
- 佐竹眞明 2011. 「東海地域の外国籍住民と多文化共生論」佐竹眞明編著『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』: 15-46. 明石書店.
- 佐竹眞明ほか 2015. 「多文化家族への支援に向けて—概要と調査報告—」『名古屋学院大学論集 (社会科学篇)』51(4): 49-84.
- 김 승권 외 2010. 『2009년 전국 다문화가족 실태조사 연구』보건복지부·법무부·여성부.
(キム スングォンほか 2010. 『2009年全国多文化家族実態調査研究』保健福祉部・法務部・女性部.)
- 김 이선 외 2006. 『여성결혼이민자의 문화적 갈등경험과 소통 증진을 위한 정책과제』한국여성정책연구원.
(キム イソンほか『女性結婚移民者の文化的葛藤経験と疎通増進のための政策課題』韓国女性政策研究院.)
- 김 지영·안 성훈 2014. 『내국인 남성의 국제결혼 피해실태와 대책』한국형사정책연구원.
(キム ジョン・アンソンフン 2014. 『内国人男性の国際結婚被害実態と対策』韓国刑事政策研究院.)
- 김 혜순 2010. 「이민자 사회통합 정책 기초연구: 결혼이민자와 다문화가족을 중심으로」IOM Migration Research & Training Centre Working Paper: 1-41.

韓国における国際結婚の増加と支援政策

- (キム ヘスン 2010. 「移民者社会統合政策の基礎研究：結婚移民者と多文化家族を中心に」IOM Migration Research & Training Centre Working Paper: 1-41.)
- 국무총리실·관계부처 합동 2010. 『다문화가족지원정책 기본계획 (2010~2012)』 여성가족부 다문화가족과.
(國務總理室·關係部署共同 2010. 『多文化家族支援政策基本計畫(2010~2012)』 女性家族部多文化家族課.)
- 민 무숙 외 2010. 『한국형 다문화수용성 진단도구 개발 연구』 사회통합위원회.
(ミンム스크ほか 2010. 『韓国型多文化受容性の診断道具の開発研究』 社会統合委員会.)
- 변 화순 외 2008. 『결혼이민자 여성의 가정폭력 피해현황과 지원체계 개선방안』 한국여성정책위원회.
(ビョンファスンほか 2008. 『結婚移民者女性の家庭暴力被害現況と支援体系改善方案』 韓国女性政策委員会.)
- 설 동훈 외 2005. 『국제결혼 이주여성 실태조사 및 보건·복지지원 정책방안』 보건복지부.
(솔돈퐁훤ほか 2005. 『國際結婚移住女性実態調査および保健·福祉支援政策方案』 保健福祉部.)
- 설 동훈 외 2006. 『결혼이민자 가족실태조사 및 중장기 지원정책방안』 여성가족부.
(솔돈퐁훤ほか 2006. 『結婚移民者家族実態調査および中·長期支援政策方案』 女性家族部.)
- 양 정선 2009. 「성비불균형에 따른 결혼대란의 대비」 이슈브리프제 18호. 경기도가족여성연구원.
(ヤンジョンソン 2009. 「生比不均衡による結婚大乱の備え」 イシューブリーフ第18号. 京畿道家族女性研究院.)
- 여성가족부·관계부처 합동 2012. 『제2차 다문화가족정책기본계획 (2013-2017)』 여성가족부.
(女性家族部·關係部署共同 2012. 『第二次多文化家族政策基本計畫 (2013~2017)』 女性家族部.)
- 여성가족부 2015. 『2014년 다누리콜센터 1577-1366 사업결과보고서』.
(女性家族部 2015 『2014年ダヌリコールセンター 1577-1366 事業結果報告書』.)
- 여성가족부 2016. 『2015년 다누리콜센터 사업결과보고서』.
(女性家族部 2016. 『2015年ダヌリコールセンター事業結果報告書』.)
- 여성가족부 2017. 『2017 여성·아동권익증진사업 운영지침』 여성가족부 권익정책과.
(女性家族部 2017. 『2017 女性·兒童權益增進事業運營指針』 女性家族部權益政策課.)
- 이 상윤 2014. 「한국이민·다문화 정책 추진체계 현황 및 개선방안: 사회통합 측면의 탐색적 연구」 『충남대학교 사회과학연구』 25-3: 175-204.
(이 상윤 2014. 「韓國移民·多文化政策推進体系の現況および改善方案; 社会統合側面の探索的研究」 『忠南大学校社会科学研究』 25-3: 175-204.)
- 이 종두·백 미연 2012. 「한국의 특수성과 다문화정책」 윤 인진·황 정미 편저 『한국 다문화주의의 성찰과 전망』 아연동북아총서 20: 201-233.
(이종두·백미연 2012. 「韓國의 특수성과 多文化政策」 윤인진·황정미 편저 『韓國 多文化주의의 성찰과 전망』 아연동북아총서 20: 201-233.)
- (이종두·백미연 2012. 「韓國의 특수성과 多文化政策」 윤인진·황정미 편저 『韓國 多文化主義의 省察と展望』 亞研東北亞總書 20: 201-233.)
- 전 기택 외 2013. 『2012 전국 다문화가족 실태조사』 여성가족부.
(전기택 외 2013. 『2012 全國多文化家族實態調査』 女性家族部.)
- 정 해숙 외 2016. 『2015년 전국다문화가족실태조사』 여성가족부 다문화가족정책과.
(정해숙 외 2016. 『2015年全國多文化家族實態調査』 女性家族部多文化家族政策課.)
- 한국건강가족진흥원 2017. 『2016년 다누리콜센터 1577-1366 사업결과보고서』.
(韓國健康家族振興院 2017. 『2016年ダヌリコールセンター 1577-1366 事業結果報告書』.)
- 황 정미 2014. 「젠더와 한국 다문화주의의 재고찰」 윤 인진·황 정미 편저 『한국 다문화주의의 성찰과 전망』.
아연동북아총서 20: 146-197.
(황정미 2014. 「ジェンダーと韓国多文化主義の再考察」 윤인진·황정미 편저 『韓國 多文化주의의 성찰과 전망』. 아연동북아총서 20: 146-197.)
- (ファンジョン미 2014. 「ジェンダーと韓国多文化主義の再考察」 윤인진·황정미 편저 『韓國 多文化主義의 省察と展望』. 亞研東北亞總書 20: 146-197.)

행정자치부 2015. 『결혼·이혼 통계 보고서』. http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board?bmode=read & aSeq=335256/ (2016年11月21日閲覧)

(行政自治部 2015. 『結婚・離婚統計報告書』.)

행정자치부 2015. 『외국인주민 현황 조사 보고서』. http://www.mogaha.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do; jsessionid=J0zDqKwoSxPsMvK3mYIYQco3hmezNA2xMbaNUhFer2HjWgAA6166ivcCtKBmlAKy.mopwas51_servlet_engine1?bbsId=BBSMSTR_000000000014 & nttId=46327/ (2016年11月21日閲覧)

(行政自治部 2015. 『外国人住民現況報告書』.)